

取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会の活動状況の開示に関する ご質問と回答

Q 1. 取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の役員・委員の出席状況等）の記載（Ⅱ. 1. (2)⑥ロ及びⅡ. 2参照）について、「主な検討事項」は、どのような内容を記載すればよいですか。

A 1.

活動状況の具体的な記載内容につきましては、各社の判断に委ねておりますが、「主な検討事項」としては、例えば、主な議題や議論の内容について記載することが考えられます¹。

Q 2. 取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会の活動状況の記載（Ⅱ. 1. (2)⑥ロ及びⅡ. 2参照）について、過去の活動実績を記載する場合、取締役会や委員会の開催の都度更新をする必要がありますか。

A 2.

例えば、提出日の属する事業年度の直前事業年度における活動状況を取りまとめて開示するとの方針をあらかじめ定め、事業年度終了後にまとめて更新を行うことも考えられます。

Q 3. 有価証券報告書における監査役会等の活動状況の記載（企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意 (56) a (b)）について、ガバナンス報告書に記載する場合、どの記載欄に記載すればよいですか。

A 3.

ガバナンス報告書における総覧性を高める観点から、有価証券報告書で記載される監査役会等の活動状況²について、ガバナンス報告書においても記載する場合、「Ⅱ. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現在のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載してください。

Q 4. ガバナンス報告書の記載要領中、「記載することが考えられます」という表現と、「記載することが望まれます」という表現の違いは何ですか。

A 4.

「記載することが考えられます」としている事項は、記載が想定される事項を例示列挙しているものとなります。「記載することが望まれます」としている事項は、記載することを推奨しているものとなります。

以上

¹ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ第3回資料では、海外における取締役会や委員会の活動状況の記載事例が紹介されていますので、その内容を参考にすることも考えられます。

（井口委員説明資料：https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclose_wg/siryou/20180221/04.pdf）

² 2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用（2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書からの適用可）